

日本水道協会東北地方支部
災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会東北地方支部

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会の東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長及び福島県支部長は、東北地方支部内の災害時相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害により日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の正会員（以下「会員」という。）に断水及び漏水等の水道の被害が発生した場合に、「公益社団法人日本水道協会東北地方支部規則」第7条に基づき、会員が相互に行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

(責務)

第2条 会員は、平時から本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、可能な限り応援活動に協力する。

2 地方支部内の県支部（以下「県支部」という。）長は、県支部内の会員に本協定の内容を周知するとともに、本協定の実施に必要な県支部内の相互応援体制を確立する。

3 地方支部長は、本協定の実施に必要な総合調整を行い、地方支部内の相互応援体制を確立する。

(情報連絡)

第3条 地方支部長及び県支部長は、予め本協定の実施に必要な情報連絡を担当する連絡担当部署、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したときまたは災害発生の恐れがあるときに、速やかに必要な情報連絡を行う。

(情報連絡調整)

第4条 地方支部長及び県支部長は、本協定に基づく応援活動に際して必要な情報連絡調整を行う。

2 県支部長は、県支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を県支部内から決定する。

3 前項において情報連絡調整を行うことができる会員が県支部内にいない場合に、地方支部長は、県支部長等と協議のうえ情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

4 地方支部長は、地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。

(地方支部現地救援本部の設置)

第5条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認めた場合に、現地における応援体制の整備を目的とする地方支部現地救援本部を設置することができる。

2 災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援要請)

- 第6条 被災県支部長は、被災した会員（以下「被災会員」という。）からの応援要請について県支部内での対応が困難であると認めた場合に、地方支部長に応援要請を行う。
- 2 前項により応援要請を受けた地方支部長は、効果的な応援活動が期待できる県支部長に応援要請を行う。
 - 3 前項により地方支部長から応援要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に応援要請を行い、県支部内からの応援活動について調整するとともに、その結果を速やかに地方支部長に報告する。
 - 4 前項により県支部長から報告を受けた地方支部長は、その報告をもとに応援活動を行う会員（以下「応援会員」という。）を被災県支部長に通知する。
 - 5 第1項により応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めた場合に、日本水道協会本部に応援要請を行う。

(応援活動)

第7条 応援会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 資機材の提供
- (4) 工事事業者等の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援隊の派遣)

第8条 第6条により応急給水や応急復旧の応援要請を受けた応援会員は、直ちに応援体制を整え、応援隊を派遣する。

(応援隊の受け入れ)

- 第9条 被災会員は、応援隊の受け入れを円滑に行うことができるよう、応援隊の集合場所等を指定する。
- 2 応援隊の受け入れに必要となる宿泊施設や応援車両の駐車場等については、原則として被災会員が確保するものとする。

(中継会員)

第10条 地方支部長は、地方支部内で水道の被害が発生し、被災県支部以外の県支部からの応援が必要となる場合に、遠方からの応援隊の移動補助を目的とした活動を行う会員（「中継会員」という。）を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(支援拠点会員)

第11条 地方支部長は、災害の規模が大きく、県域を越え広範にわたる甚大な水道の被害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合等に、効率的な応援体制構築を目的とした被災会員の支援を行う会員（「支援拠点会員」という。）を、関係する県支部長等と協議のうえ地方支部内から定めることができる。

(応援活動の終了)

第 12 条 被災会員は、被害の復旧等に伴い応援会員による応援が不要となった場合に、被災県支部長にその内容を報告する。

2 前項により報告を受けた被災県支部長は、その内容を地方支部長に報告する。

3 前項により報告を受けた地方支部長は、当該応援会員の所属する応援県支部長に応援活動の終了を通知する。

4 前項により通知を受けた応援県支部長は、当該応援会員に応援活動の終了を通知する。

(応援活動の費用負担)

第 13 条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、応援会員に所属する職員に係る基本的な人件費及び法令上の特別の定めがあるものを除き、原則として被災会員が負担するものとする。

(防災協議会)

第 14 条 地方支部長は、相互応援の円滑な実施に必要な情報交換を目的とした防災協議会を設置し、毎年定期的を開催する。

2 防災協議会は、地方支部及び各県支部の連絡担当責任者を含む必要な者で構成するものとする。

(合同訓練)

第 15 条 地方支部長及び県支部長は、本協定を円滑に実施するため、応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の受け入れ等に関する合同訓練を計画し、実施することができる。

2 地方支部長は、合同訓練の実施に関する要綱を別に定める。

(地方支部区域外の正会員に対する応援)

第 16 条 日本水道協会本部より地方支部区域外の正会員に対する応援要請があった場合に、地方支部長は、応援要請の受諾等について日本水道協会本部と調整を行う。

2 前項の応援要請を地方支部長が受諾した場合に、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

3 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(正会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対する応援)

第 17 条 県等の行政機関から正会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対する応援要請があった場合、地方支部長及び県支部長は本協定に準じた応援要請等に対応する。

2 前項により応援要請を受けた会員は、本協定に準じた応援活動に協力する。

(指針)

第 18 条 地方支部長は、本協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

(協議)

第 19 条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合には、その都度協議して定める。

(その他)

第 20 条 本協定の成立を証するため、協定書 7 通を作成し、地方支部長及び県支部長がそれぞれ記名、押印の上、各 1 通を保有する。

附則

(適用)

1 この協定は、平成 9 年 5 月 1 日から適用する。

2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成 3 年 9 月 1 日改正計画）は、廃止する。

附則（平成 18 年 3 月 23 日改定）

(適用)

この協定は、平成 18 年 3 月 23 日から適用する。

附則（平成 26 年 4 月 11 日改定）

(適用)

この協定は、平成 26 年 4 月 11 日から適用する。

平成 26 年 4 月 11 日

日本水道協会東北地方支部長

仙台市長

奥山 恵美子

日本水道協会青森県支部長

青森市長

鹿内 博

日本水道協会秋田県支部長

秋田市長

穂積 志

日本水道協会岩手県支部長

盛岡市長

谷藤 裕明

日本水道協会山形県支部長

山形市長

市川 昭男

日本水道協会宮城県支部長

石巻地方広域水道企業団企業長

亀山 紘

日本水道協会福島県支部長

郡山市長

品川 萬里